

令和4年12月 6日 開会

令和4年12月16日 閉会

令和4年第4回安八町議会 定例会会議録

岐阜県安八町議会

目 次

12月6日（火）	
議事日程	1
議長及び出席議員	1
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	2
職務のために出席した者	2
開会	3
会議録署名者決定	3
会期決定	3
議第53号について（提案説明・採決）	4
議第54号について（提案説明・質疑・委員会付託）	6
議第55号及び議第56号について（提案説明・質疑・委員会付託）	7
議第57号から議第60号までについて（提案説明・質疑・委員会付託）	17
議第61号について（提案説明・質疑・委員会付託）	24
議第62号について（提案説明・質疑・委員会付託）	26
議第63号について（提案説明・質疑・委員会付託）	27
議第64号について（提案説明・質疑・委員会付託）	33
議第65号及び議第66号について（提案説明・質疑・委員会付託）	34
散会	36
会議録署名議員	37
12月16日（金）	
議事日程	39
議長及び出席議員	39
地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者	40
職務のために出席した者	40
開議	41
会議録署名者決定	41

一般質問	4 1
5番 大平文雄議員	4 1
8番 岩田讓治議員	4 4
4番 坂 悟議員	4 6
2番 渡邊裕光議員	4 8
1番 石原英一議員	5 0
3番 傍嶋邦博議員	5 6
特別委員会報告	6 0
議会改革特別委員会	6 0
常任委員会報告	6 0
民生文教常任委員会	6 0
総務産建常任委員会	6 1
議第54号について（討論・採決）	6 2
議第55号について（討論・採決）	6 2
議第56号について（討論・採決）	6 3
議第57号について（討論・採決）	6 3
議第58号について（討論・採決）	6 3
議第59号について（討論・採決）	6 3
議第60号について（討論・採決）	6 4
議第61号について（討論・採決）	6 4
議第62号について（討論・採決）	6 4
議第63号について（討論・採決）	6 5
議第64号について（討論・採決）	6 5
議第65号について（討論・採決）	6 5
議第66号について（討論・採決）	6 5
閉会	6 6
会議録署名議員	6 7

令和4年12月6日（第1日）

議 事 日 程 (令和4年12月6日第1日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 会期決定
- 日程第3 議第53号 教育長の任命につき同意を求める件
- 日程第4 議第54号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議第55号 安八町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第7 議第57号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第8 議第58号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第59号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第60号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第61号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第62号 安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第63号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第14 議第64号 指定管理者の指定について
- 日程第15 議第65号 町道路線の廃止について
- 日程第16 議第66号 町道路線の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 渡 邊 明 博

○出席議員(9名)

1番 石 原 英 一	2番 渡 邊 裕 光	3番 傍 嶋 邦 博
4番 坂 悟	5番 大 平 文 雄	6番 西 松 巖
7番 碓 井 昭 夫	9番 山 中 美 恵 子	10番 渡 邊 明 博

○欠席議員（1名）

8番 岩田 讓治

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	堀 正	副町長	岡田 武史
教育長	青山 桂子	調整監	水谷 秀平
民生調整監	吉村 等	建設調整監	岡田 立
総務課長	山田 靖	企画調整課長	大平 共美
福祉課長兼 安八温泉所長	坂 和由	建設課長	河合 一
学校教育課長	小林 洋臣	生涯学習課長兼 ハートピア安八館長	今村 厚士
住民環境課長	神野 千津	産業振興課長	堀 康信
会計管理者兼 税務課長	梅村 明広		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田中 弓	書記	宇佐見 かおる
書記	土岐 寿徳		

(開会時間 午前10時00分)

議長 おはようございます。

ちょっと緊張をしておりますので、初めての会議でありますので、今日の議会、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、令和4年第4回安八町議会定例会初日を開催いたします。

ただいまの出席議員は9名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回安八町議会定例会を開会いたします。

報告事項として申し上げます。岩田譲治議員は、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。ただいまより本日の会議を開きます。

議長 日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、3番 傍嶋邦博君、4番 坂悟君に指名をいたします。

議長 日程第2、会期決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの11日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの11日間にすることに決定いたしました。

議長 町長から発言の申出がありますので、これを許します。

町長 堀正君。

町長 皆さん、おはようございます。

本日、令和4年第4回安八町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には師走に入り何かと御多用の中御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

早いもので、今年も残すところ僅かとなりました。

ここ数年は、一年を振り返るといえば新型コロナという言葉が常套文句的になっておりますが、残念ながら、依然感染拡大に歯止めがかからず、岐阜県では医療ひっ迫警戒宣言が出されるまでになっております。

また、食糧費、燃料費などの物価高騰などが家計を大きく圧迫している状

況にあります。どうか一刻も早く、夢と希望に満ちあふれた年末年始を迎えることができるよう願う次第でございます。

私ども行政に携わる立場としましても、明るい話題に満ちあふれた、安心して暮らせるような社会の実現に向け、誠心誠意努力してまいり所存でございます。

議員各位におかれましても、どうか御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、本定例会には、人事案件、条例改正、補正予算など、14議案を上程させていただきます。

個々の案件につきましては、担当課長より御説明させていただきますので、御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 これより議案の提案審議に入りますが、提案説明をされる方をお願いを申し上げます。説明は、簡潔明瞭をお願いをいたします。

議長 日程第3、議第53号 教育長の任命につき同意を求める件を議題といたします。

ここで、青山教育長本人の申出により、退席をお願いしたいと思います。

〔教育長 青山桂子君 退場〕

議長 提案説明を求めます。

町長 堀正君。

町長 それでは、提案説明をさせていただきます。

議第53号 教育長の任命につき同意を求める件。

教育長を次のとおり任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

住所、安八郡安八町中須310番地。氏名、青山桂子。生年月日、昭和36年6月16日生まれ。

今回提案させていただきました青山桂子氏は、令和4年4月1日より本町の教育長としてお世話になっておりますが、その任期が前任者の残任期間となっているため、今年21日で任期満了となります。

青山氏は、安八町初の女性教育長として、女性ならではの視点から愛にあ

ふれた教育を推進され、中でも増え続ける不登校児童・生徒たちの気持ちを前向きにするために苦慮され、学校以外の居場所として適応支援室ほほえみ教室分室を開設し、学校へのつながりが取れるよう取り組まれております。

そのほかにも、部活動の地域クラブへの移行に関わる準備委員会を立ち上げ、生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革の実現に向けて取り組むなど、当町の教育行政に多大なる御尽力をいただいているところでございます。

また来年度は安八町第六次総合計画の初年度で、これからの安八町のまちづくりに大変重要な年となります。引き続き教育長としてお世話になり、さらなる御活躍を期待しておりますので、提案申し上げ任命の同意をお願いするものでございます。

以上、任命につきまして御同意賜りますよう、よろしく願いをいたします。

議長 本件については質疑及び討論を省略し、採決を行います。

本件について、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第53号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔教育長 青山桂子君 入場・着席〕

議長 ここで、青山教育長より挨拶をいただきたいと思っております。よろしく願いします。

教育長 青山桂子君。

教育長 ただいま皆様方の任命同意をいただきまして、誠にありがとうございます。身に余る光栄に存じます。

もとより浅学非才の未熟者でございますが、学習指導要領の趣旨の実現、町長のまちづくり、人づくりの意を受けながら、微力ではございますが、この重責を全ういたしたいと存じます。

そのために、学校の体制改革を柱とし、子供たち一人一人を大切にしたい愛のある教育を推進していく所存です。

具体的には、タブレット端末を活用したICT教育の推進、コミュニティ・スクールと連携したふるさと教育、子供たちが主体となる話し合うこと

を核とした学習の推進、ハートピア安八の施設を活用した教育の充実に取り組み、質の高い教育を目指します。

つきましては、皆様方をはじめ、県教育委員会と関係機関のお力添えをいただき、安八町の発展につながるよう精進いたしますので、今後とも御指導と御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

議 長 日程第4、議第54号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津君。

住民環境課長 それでは、議第54号につきまして御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

議第54号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、個人番号カードにより印鑑登録証明書の発行が可能となることに伴い、申請手続に関し本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただき、5ページをお願いします。

安八町印鑑条例の一部を改正する条例。

安八町印鑑条例（昭和53年安八町条例第1号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

今回の改正は2つあります。

1つ目は、役場窓口において印鑑登録者本人であれば印鑑登録証に代えて個人番号カードを添えて印鑑証明書を申請することができること。

2つ目は、コンビニ等に設置してある多機能端末機から個人番号カードを使用して印鑑登録証明書の申請交付ができるということです。

内容につきましては別冊の議案資料にて御説明いたしますので、議案資料1ページを御覧ください。

安八町印鑑条例新旧対照表、左半分が改正前、右半分が改正後でございます。

第10条は、印鑑登録証明書交付の申請に関する条文でございますが、第3項として、前2項の規定にかかわらず、印鑑登録者が印鑑登録証に代えて個人番号カードを添えて自ら書面で町長に申請することができる規定を追加いたします。

次に、第10条の2として、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請の規定を追加します。

前条の規定にかかわらず、利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カードを使用し、暗証番号を入力することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができるというものを追加いたします。

議案書の5ページへ戻ってください。

末尾でございます。

附則でございます。

この条例は、令和5年3月1日から施行する。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、本件は民生文教常任委員会で審査したいと思っておりますので、この質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑がありましたらよろしくお願いいたします。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第54号は、会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は会期内の民生文教常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

議長 日程第5、議第55号 安八町職員の定年等に関する条例の一部を改正する

条例制定について、日程第6、議第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての2議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の7ページをお願いいたします。

議第55号につきまして、御説明申し上げます。

議第55号 安八町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、職員の定年の引上げ等を内容とする地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和3年6月11日に公布されたことに伴い、所要の規定を整備するため本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

安八町職員の定年等に関する条例（昭和58年安八町条例第11号）の一部を次のように改正する。

以下は改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の3ページをお願いいたします。

安八町職員の定年等に関する条例新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

今回改正いたします職員の定年等に関する条例では、本則を章立てにし、定年制度、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の3つの制度について新たに定めることとしております。よって、題名の次に目次を置きまして、全5章の構成でもって整えるものでございます。

まず、第1章、総則であります。

第1条は、今回改正いたします定年条例は、地方公務員法の一部改正によ

り条例により委任された事項を規定したものであります。この趣旨規定におきましては、新法において条例に委任する旨を定めている規定を引用することとしております。

次に、第2章、定年制度であります。

第3条は、職員の定年年齢を定める規定であります。定年の引上げにより、職員の定年年齢は原則65歳となります。

次に、定年退職の特例、いわゆる勤務延長に関する規定であります。

勤務延長制度につきましては、定年の引上げ前と引上げ後においては基本的な仕組みは変わってございません。新たな改正といたしましては、第4条第1項ただし書といたしまして、管理監督職を占める職員の勤務延長についての規定が追加されております。

追加されるのは、勤務延長型特例任用及び異動可能型特例任用により異動期間を延長した職員であって、定年退職時において管理監督職を占めている職員については勤務延長が可能な場合を勤務延長型特例任用により異動期間を延長されている場合に限定する趣旨の規定であります。

1枚はねていただきまして、5ページをお願いいたします。

第3章、管理監督職勤務上限年齢制であります。

まず、第6条は、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制、これ以降は役職定年の呼称を使用いたします、の対象となります管理監督職を定める規定であります。

ここで言います管理監督職とは、職員の給与条例に基づきまして管理職手当を支給されている職員の職のことを言うものでございます。

次に、第7条は、役職定年が適用される年齢を定める規定であります。

役職定年が適用される年齢につきましては、国家公務員との均衡の観点から原則60歳と定めておるものでございます。

次に、第8条は、役職定年を行うに当たりまして遵守すべき基準を定める規定であります。

1枚はねていただきまして、6ページをお願いいたします。

第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定める規定であります。

第1項では、勤務延長型特例任用と呼ばれる特例任用について定めるもの

でございます。

現行の勤務延長制度に倣った特例で、第1号から第3号までに掲げる事由に該当する場合におきましては、職員の異動期間の末日後も1年間以内の期間で異動期間中に就いていた管理監督職に引き続き就かせることができます。

第2項では、一度延長した対象職員の異動期間を延長された異動期間の末日の翌日から1年以内の期間でさらに延長することができる旨を定めております。異動期間の末日の翌日から最長3年間であります。

続きまして、7ページをお願いいたします。

第3項では、異動可能型特例任用と呼ばれる特例任用について定めるものでございます。

特定管理監督職群に属する管理監督職を占める場合に該当する場合、異動期間の末日後も1年以内の期間で異動期間中に就いていた管理監督職に引き続き就かせるか、当該管理監督職が属する特定管理監督職群のほかの管理監督職に降任、または転任させることができます。

第4項では、一度延長した対象職員の異動期間を延長された異動期間の末日の翌日から1年以内の期間でさらに延長することができる旨を定めております。定年退職日までの最長5年間であります。

1枚はねていただきまして、8ページをお願いいたします。

第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意の規定であります。

勤務延長型特例任用及び異動可能型特例任用により異動期間を延長する場合、並びに異動可能型特例任用によりほかの管理監督職に降任等をする場合には、当該職員の事前の同意が必要としております。

次に、第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置の規定であります。

特例任用により異動期間を延長した場合において異動期間の末日の到来前に延長事由の消滅した場合には、異動期間の末日を待つことなくほかの職へ降任等をする旨を定めております。

次に、第4章、定年前再任用短時間勤務制であります。

第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用規定であります。

この定年前再任用短時間勤務制は、60歳に達した日以後、定年前に退職した者を短時間勤務の職に採用することができる制度であります。

定年前再任用短時間勤務職員の任期につきましては、再任用制度、任期1年以内更新制とは異なりまして、定年前再任用の日から定年退職日相当日、これは常勤職員の定年退職日までとなります。

続きまして、9ページをお願いいたします。

第13条は、組合を構成する地方公共団体と組合間の定年前再任用短時間勤務の任期の規定であります。

次に、第5章、雑則であります。

第14条は、この条例の実施に関して必要な技術的、細目的な事項については町の規則に委任しております。

次に、附則であります。ここでの附則につきましては、制定附則でございます。

制定附則第3項は、現行の定年年齢が60歳の職員に対する定年の段階的引上げに関する経過措置であります。

表に掲げられていますとおり、国家公務員に倣いまして、令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間において2年ごとに1歳ずつ定年を段階的に引き上げていくこととしております。

次に、制定附則第4項につきましては、情報提供、意思確認制度に関する規定であります。

この情報提供、意思確認制度を通じまして、職員は60歳以降は給与が7割水準となったり、管理監督職の職員にあっては役職定年の対象となったりするなど60歳以降に適用される制度が大きく変わるようになるため、引き続き常勤職員としての勤務を希望するか、一旦退職した上で定年前再任用短時間勤務を希望するか、退職するかを選択して、その意思を表明できることとなります。

議案書の本文14ページの一番下、また次の15ページをお願いいたします。

附則となります。ここからの附則につきましては、改正附則となるものでございます。

この改正附則につきましては、施行期日を定めるとともに暫定再任用制度について定めておるものでございます。

15ページの改正附則第1条は、施行期日を定める規定であります。

原則、令和5年4月1日から施行となりますが、改正附則第11条は、令和

5年度に60歳に達する職員に対しまして令和4年度に情報提供、意思確認を行うための規定であるため、公布の日から施行することとしております。

1枚はねていただきまして、16ページをお願いいたします。

16ページの改正附則第3条から、次の17ページから21ページまでの改正附則11条までの規定は、定年退職者等の再任用、暫定再任用に関する経過措置でありますので、こちらにつきましては後ほど御精読のほどをお願いしたいと思います。

続きまして、議案書の23ページをお願いいたします。

議第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、職員の定年の引上げ等を内容とする地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和3年6月11日に公布されたことに伴い関係条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

以下は、25ページから31ページにわたりまして第1条から第10条まで関係条例の改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の11ページをお願いいたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。

まず、11ページの第1条関係は、安八町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

第2条第2項と次の第10条の改正につきましては、公益的法人等へ派遣することができない職員といたしまして、定年条例第9条各項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を第5号としてそれぞれ追加する規定を整備するものでございます。

続きまして、下段の第2条関係は、安八町人事行政の運営等の状況の公表

に関する条例新旧対照表でございます。こちらも右列が改正後となります。

第3条の改正は、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるとともに、定年前再任用短時間勤務職員を報告の対象となる職員として規定するものであります。

1枚はねていただきまして、12ページと次の13ページをお願いいたします。

12ページの第3条関係では、安八町職員の降給に関する条例新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

第2条、それから次の第3条の改正は、管理監督職勤務上限年齢の後任等による降給の規定を整備するものであります。

次に、附則であります。項立てにて改正を行うものでございます。

第2項、次の第3項につきましては、読替規定などを追加するものでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

13ページ中段の第4条関係は、安八町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

第4条の改正につきましては、懲戒処分の減給につきまして、処分発令後に減ずる額の基礎となります給料月額が変動した場合の取扱いの規定を整備するものであります。

13ページ下段の第5条関係につきましては、安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

第2条第3項から、1枚はねていただきました15ページの第12条までの改正につきましては、再任用短時間勤務制が廃止されまして新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、当該職員の正規の勤務時間、週休日及び勤務時間の割り振り、年次有給休暇の規定を整備するものであります。

15ページ下段の第6条関係は、安八町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

第2条、次の第10条の改正は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、定年等条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を第3号としてそれぞれ追加する規定を整備するものでございます。

次の18条、1枚はねていただきまして16ページの第19条の改正は、再任用

短時間勤務制が廃止され新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換える改正などを行うものでございます。

16ページ下段の第7条関係は、安八町職員の給与に関する条例新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

第5条第3項の改正は、略称の規定を削るものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

第5条の2の改正は、再任用制度の廃止に伴いまして常勤の再任用職員や再任用短時間勤務職員の給料月額の規定を削り、新たに定年前再任用短時間勤務職員の給料月額に関する規定を整備するものでございます。

次の17ページから24ページにかけての第11条の3、通勤手当、それから21ページの第14条、時間外勤務手当、それから23ページの第18条の3、期末手当、それから第18条の6、勤勉手当に関する改正につきましては、実績の改正に合わせた規定の整備をそれぞれ行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

中ほどの第18条の8第2項の改正は、再任用制度が廃止され新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換える改正を行うものでございます。

この定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は単一号給であり、職務の級に応じて複数の号給が定められておるわけではございませんので、第3条第3項及び第4項の初任給に関する規定や第6条の昇給に関する規定も適用除外の対象として追加するものでございます。

ここからは制定附則として新たに、附則第17項から第24項まで、次の8項を追加するものでございます。

制定附則第17項は、給料月額7割措置に関する規定を整備するものでございます。この給料月額7割措置はあくまでも当分の間の措置となり、基本的には60歳に達した日以後、最初の4月1日から適用するものでございます。

次の制定附則第18項は、給料月額7割措置の適用除外となる職員を各号にて定める規定を整備いたします。

続きまして、25ページをお願いいたします。

制定附則第19項は、管理監督職勤務上限年齢調整額の支給に関する規定で

ございます。

次に、制定附則第20項は、管理監督職勤務上限年齢調整額に関する読替規定を整備するものでございます。

1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

制定附則第21項は、管理監督職勤務上限年齢制による降任等をした職員につきまして、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給される職員との均衡上必要が認められた職員には、当分の間、給料月額と別に給料を支給する規定を整備いたします。

制定附則第22項は、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給される職員及び制定附則第21項の規定による給料が支給される職員以外の職員であって、管理監督職勤務上限年齢調整額が支給される職員及び制定附則第21項による給料が支給される職員との均衡上必要があると認められる職員には、当分の間、給料月額のほか、別に給料を支給する規定を整備いたします。

次に、制定附則第23項は、給料月額7割措置に関して制定附則第17項から22項までに定めるもののほか、必要な事項を町の規則に委任する規定でございます。

最後に、制定附則第24項は、育児短時間勤務職員等に対する附則第17項の規定の適用について読替規定を整備するものでございます。

続きまして、26ページ下段の第3条関係の別表第1、行政職給料表の改正でございます。

別表第1の再任用職員以外の職員の項中、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めまして、同表の再任用職員の項を改めるものでございます。

26ページの下段が改正前、27ページの上段が改正後でございます。

定年前再任用短時間勤務職員の給料につきましては、改正前の常勤の再任用職員の給料月額に相当する額を基準給料月額と定めまして、基準給料月額に定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間に応じた率を乗じて得た額といたします。これは改正前の再任用短時間勤務職員の給料月額と同様の計算方法であって、基準給料月額は改正前の再任用職員の給料月額と同額となっております。

続きまして、27ページ下段の第3条第3項関係の別表第2、級別基準職務表の改正でございます。右列が改正後でございます。

今回、職務の級別における標準的な職務内容を明確化し、またはこれに相当する職務という字句などを削るものでございます。

1枚はねていただきまして、28ページをお願いいたします。

28ページの上段の第8条関係は、安八町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

28ページの上段の第2条、次の第4条の改正は、再任用職員制が廃止され、新たに定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に置き換える改正などを行うものでございます。

下段の第9条関係は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

下段の第2条、次の第18条の改正も先ほどの第8条関係の改正内容と同様でありますので、説明は省略いたします。

議案書の本文31ページをお願いいたします。

下から少し上でございますが、第10条におきましては、安八町職員の再任用に関する条例（平成12年安八町条例第44号）は廃止するものでございます。続きまして、附則となります。

第1条は、施行期日を定める規定であります。この条例は、令和5年4月1日から施行となります。

第2条は、この附則におきまして次の各号に掲げる用語の定義をそれぞれ当該各号にて定めるものであります。

1枚はねていただきまして、32ページから34ページにわたりまして、32ページの中ほどにあります第3条、安八町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、次の第4条、安八町職員の給与に関する条例の一部改正、それから33ページの下の方にあります第5条の安八町単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正、1枚はねていただきまして、34ページにあります第6条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につきましては、それぞれ一部改正に伴う経過措置を規定するものでございます。

以上、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまより総括質疑を行います。

なお、この本件は総務産建常任委員会で審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題になっております議第55号、議第56号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査いただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第55号、議第56号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

議長 日程第7、議第57号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第8、議第58号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第9、議第59号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第10、議第60号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての4議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書の35ページをお願いいたします。

議第57号につきまして、御説明申し上げます。

議第57号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、人事院勧告を鑑み、期末手当の支給率の改正を

行うため本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の30ページをお願いいたします。

安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例新旧対照表でございます。上段が第1条関係、下段が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。

今回、議会議員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条関係におきましては、令和4年12月支給分につきまして、支給割合を100分の10、0.1か月引き上げるものでございます。

次に、第2条関係におきましては、令和5年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分するものでございます。これにより、年間の期末手当の支給月数は4.4か月となるものでございます。

議案書の本文37ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定については令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項として、第1条の規定による改正後の報酬等条例の規定は、令和4年4月1日から適用するものでございます。

第3項は、期末手当の内払いに関する規定でございます。

続きまして、議案書の39ページをお願いいたします。

議第58号につきまして、御説明申し上げます。

議第58号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、先ほどの議会議員の提案説明と同様でございますので省略させていただきます。

1枚はねていただきまして、安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の31ページをお願いいたします。

上段が第1条関係、下段が第2条関係、いずれも右列が改正後となります。今回、常勤の特別職職員の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

第1条関係におきましては、令和4年の12月支給分につきまして、支給割合を100分の10、0.1か月引き上げるものでございます。

次に、第2条関係におきましては、令和5年度以降は6月期及び12月期の期末手当が均等になるように配分するものでございます。これにより、年間の期末手当の支給月数が4.4か月となるものでございます。

議案書の本文41ページをお願いいたします。

附則となります。

第1項として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定については令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項といたしまして、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から適用するものでございます。

第3項は、期末手当の内払いに関する規定でございます。

続きまして、議案書の43ページをお願いいたします。

議第59号について、御説明申し上げます。

議第59号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、人事院勧告を鑑み、安八町職員の給料表及び勤

勉手当の支給率等の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の32ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例、第1条関係に係る新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

今回の条例改正に当たりまして、主に2つのポイントがございます。

1つ目のポイントは、令和5年4月から国家公務員と同様に地方公務員も定年が2年に1歳ずつ段階的に引き上げられます。こうした中で、地方公共団体における高齢層職員の昇級抑制措置等について速やかに必要な措置を講ずるよう国から求められているところでございます。そこで、第6条第3項におきまして、55歳を超える職員についての昇給制度の改正を行うものでございます。

改正後は標準の勤務成績では昇級しないこととし、その者の勤務成績が極めて良好である場合、または特に良好である場合に限り行うものとし、それぞれ抑制されることとなります。昇級させる場合の昇級の号給数は、勤務成績に応じて町の規則で定める基準に従い決定されるものでございます。

次に、2つ目のポイントといたしましては、令和4年人事院勧告における給与勧告でございます。本年につきましては、月例給を0.23%、ボーナス、特別給を勤勉手当0.1か月分増とし、年間4.4か月に引き上げられる内容となっております。

ただし、月例給の引上げにつきましては、初任給及び若年層の給料月額引上げに限るものでございます。

まず、第18条の6におきまして、勤勉手当の引上げを行います。0.1か月分の引上げ分につきましては、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分いたします。

第18条の6第2項第1号における一般職員の12月支給分につきましては、0.1か月となります100分の10を引上げ、一般職は100分の105、特定管理職員にあっては100分の125とするものであります。

次に、同項第2号における再任用職員の12月支給分につきましては、0.05か月分となります100分の5を引き上げ、一般職は100分の50、特定管理職員にあつては100分の60とするものであります。

1枚はねていただきまして、34ページをお願いいたします。

給料表の改定であります。34ページが改正前、35ページが改正後となります。

今回の改定によりまして、大学卒の初任給であります1級25号給で3,000円引上げをはじめ、若年層を中心に200円から4,000円の範囲内の引上げを基本に改定を行うものでございます。

なお、1級から5級までの中で下線部のとおり改定がなされますが、6級以上については改定がなされるものではございません。

この後、36ページから39までの左ページが改正前、右ページが改正後の給料表となっておりますのでよろしく申し上げます。

1枚はねていただきまして、40ページをお願いいたします。

安八町職員の給与に関する条例、第2条関係に係ります新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

第18条の6第2項第1号におきまして、令和5年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるように配分するものでございます。一般職員については100分の100、特定管理職員については100分の120とするものであります。これにより、年間の期末・勤勉手当の支給月数は4.4か月となるものでございます。

次に、同項第2号の再任用職員も一般職員と同様に、令和5年度以降は6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分するものでございます。

一般職員については100分の47.5、特定管理職員にあつては100分の57.5とするものでございます。これにより、年間の期末・勤勉手当の支給月数は2.3か月となるものでございます。

議案書の50ページをお願いいたします。

附則となります。

第1条第1項は、この条例は、公布の日から施行するものでございます。ただし、第2条の規定につきましては令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2項として、第1条の規定による改正後の給与条例の規定は令和4年4月1日から適用するものでございます。

第2条については、給料の内払いに関する規定でございます。

続きまして、51ページをお願いいたします。

第3条は、町の規則への委任規定を設けるものでございます。

続きまして、議案書の53ページをお願いいたします。

議第60号につきまして、御説明申し上げます。

議第60号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、人事院勧告を鑑み、安八町会計年度任用職員の給料表及び期末手当の支給率の改正を行うため本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年安八町条例第21号）の一部を次のように改正する。

以下は、改正本文でございます。

内容につきましては、別冊の議案資料で御説明させていただきます。

議案資料の41ページをお願いいたします。

安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表でございます。右列が改正後となります。

第15条はフルタイム会計年度任用職員の期末手当を、次の第24条はパートタイム会計年度任用職員の期末手当をそれぞれ規定しております。

令和2年度から会計年度任用職員制度が始まりましたが、会計年度任用職員の期末手当につきましては、安八町職員、いわゆる常勤職員における給与条例の規定を準用しておるところでございます。

改正前の規定にありますように、100分の120を超えない範囲で任命権者が定める割合でもって、これまで段階的に支給率を引き上げながら期末手当を

支給してまいりました。年間の支給月数で令和2年度は0.9425か月、令和3年度は1.45か月、令和4年度は2か月でありました。令和5年度からは、常勤職員と同じ支給率でもって年間2.4か月、6月期、12月期ともそれぞれ1.2か月で支給する予定であります。

この支給率の考え方につきましては、国・県から常勤職員と同率の支給率でもって期末手当を支給するように要請されているものでございます。そこで、会計年度任用職員に適用しておりました読替規定第15条、第24条の規定中からそれぞれ削除するものでございます。

続きまして、第4条関係における別表第1は、会計年度任用職員における給料表を規定するものでございます。

41ページから44ページまでは新旧対照表を載せてございます。

会計年度任用職員の給料表は、常勤職員と同じ給料表を準用しております。今回、令和4年人事院勧告における給与勧告に基づきまして、職務の級である1・2級の給料表の改定を行うものでございます。

議案書の本文59ページをお願いいたします。

附則となります。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、御審議いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、この本件は総務産建常任委員会で審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

質疑がありましたらどうぞ。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題になっております議第57号から議第60号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第57号から議第60号は会期内の総務

産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

それでは、15分まで暫時休憩といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

(午前11時01分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長 皆様お集まりのようでございますので、ただいまから始めさせていただきます。

それでは始めます。

議長 日程第11、議第61号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民環境課長 神野千津君。

住民環境課長 それでは、議第61号につきまして御説明申し上げます。

議案書61ページを御覧ください。

議第61号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について。

安八町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明といたしまして、諸証明の発行の多様性等を鑑み、本条例の一部を改正するものでございます。

1枚はねていただきまして、63ページをお願いします。

安八町手数料条例の一部を改正する条例。

安八町手数料条例（平成12年安八町条例第2号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

今回の改正は、令和5年3月コンビニ交付システムの導入によりましてコンビニ等に設置してある多機能端末機による申請交付等、証明書の発行の多様性を鑑み、住民環境課、税務課関係の各種証明書の手数料を300円に引き上げるものでございます。

また、今回の改正に併せ、減免規定の見直し、発行実績のない証明書の削除や様式の規定を改正するものでございます。

内容につきまして、別冊の議案書にて御説明申し上げます。

議案資料45ページ、新旧対照表を御覧ください。

安八町手数料条例新旧対照表、右半分が改正後になっております。

第5条は、減免についてでございます。

第1項中第6号の法令の規定により、戸籍証明について無料で証明を請求することができるかとされているときという規定がございますが、近隣市町のほとんどの自治体ではこの規定が設けられておりません。今回、この改正に併せてこの規定を削除いたしまして、第7号を第6号に繰り上げます。

次に、別表第1でございます。

別表第1は、町がいただく手数料の種類及び金額の規定でございます。

別表第1中、第14項から第28項までの金額200円及び50円を300円に改めます。

続きまして、第16項の名称を土地または家屋に関する証明手数料に改め、単位を土地1筆、家屋1棟または1枚につきに改めます。

1枚はねていただきまして、第20項、家屋に関する証明書手数料を削り、第21項を第20項に繰り上げます。

第22項は納税管理人に関する証明手数料でございますが、発行実績がないため削除いたしまして、第23項から第28項までを2項ずつ繰り上げます。

議案書を64ページに戻っていただきまして、末尾でございます。

附則、この条例は、令和5年3月1日から施行する。

以上、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまより総括質疑を行います。

議会の中で、常任委員会で審査していただくことにつきましては、これからの関係につきましては、議長のほうから皆さんにお伺いするのは総括質疑という言葉にしたいと思っております。

それで、常任委員会に付託する関係については言っていきますが、同じような案件が議会の中で何度も出てきますので、例えばここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていきたいということを今までも何回も言ってきました。これを総括質疑という言葉だけにさせていただきま

すのでよろしくお願ひします。

それでは、ただいまより総括質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第61号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査いただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第61号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定しました。

議 長 日程第12、議第62号 安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 議案書65ページをお願いいたします。

議第62号につきまして御説明をさせていただきます。

議第62号 安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について。

安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

提案説明でございますが、企業立地奨励制度の効果的、弾力的運用及び地元雇用の促進を図るため本条例の一部を改正するものであります。

1枚はねていただきまして、67ページをお願いいたします。

安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例。

安八町企業立地促進条例（平成16年安八町条例第12号）の一部を次のように改正する。

以下、改正本文でございます。

内容につきましては別冊の議案資料にて御説明いたしますので、議案資料の47ページをお願いいたします。

安八町企業立地促進条例の新旧対照表でございます。右側が改正後でござ

います。

第4条第1号の「交付期間」を「交付額算定期間」に改め、同条第2号中「従業員の数が、次のア又はイに該当する事業者に対して当該」を削り、「5万円」を「10万円」に改め、同号ア及びイを削るものでございます。また、第10条を第11条といたしまして、第9条の次に、次の第10条を加えるものでございます。

適用除外、第10条といたしまして、安八町工業地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例第3条に規定する適用区域内において、安八町土地開発公社から新たに取得した土地を含む用地に工場等を設置した場合、本条例第3条第1号に規定する工場等設置奨励金は適用せず、安八町土地開発公社の支援制度を適用するものでございます。

本文の67ページに戻っていただきますようお願いをいたします。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくをお願いをいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

〔「質疑なし」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第62号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第62号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議長 日程第13、議第63号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

順次提案説明を求めます。

総務課長 山田靖君。

総務課長 議案書のほうは69ページをお願いいたします。

議第63号につきまして御説明申し上げます。

議第63号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,164万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億708万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第3条、地方債の追加は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

1枚はねていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正、単位は1,000円でございます。

71ページは歳入、72ページと73ページは歳出でございます。

いずれも補正前の額68億1,544万円から9,164万8,000円を増額し、69億708万8,000円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、74ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

今回、安八町土地開発公社が借入れする事業資金に対する債務負担行為の限度額を6億円増額し、20億円といたします。これは、スマートインターチェンジ工業団地におきまして先行して開発行為に必要となります用地取得費等の借入れに対する債務負担行為の増額をお願いするものでございます。

続きまして、75ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。単位は1,000円でございます。

今回、地方道路等整備事業債を新たに900万円追加いたします。これは揖斐川以東用水の第3期地区内工事に伴い町単土地改良事業に係る工事が必要となったため起債を発行するものでございます。以上のことから、地方債合計を4億9,850万円とするものでございます。

1枚はねていただきまして、76ページをお願いいたします。

事項別明細の2の歳入でございます。単位は1,000円でございます。

特定財源につきましては、歳出で御説明させていただきます。

続きまして、77ページをお願いいたします。

77ページの中段、款、繰入金、項、基金繰入金、目、財政調整基金繰入金、補正額、増額の4,323万円につきましては、今回の補正によります財源調整のため基金から繰入れを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、78ページをお願いいたします。

3の歳出でございます。単位は1,000円でございます。

歳出のうち、最初に人件費の補正関係につきまして御説明申し上げます。

令和4年8月8日付で、一般職の国家公務員の給与の改定を内容とする人事院の勧告が行われました。これに基づきまして、本定例会におきまして議案として議第57号から議第60号までの人件費関係に係ります条例改正4議案を上程しておるところでございます。そこで、議案書の78ページから83ページまでの節区分1番の報酬、2番の給料、3番の職員手当等、4番の共済費、それから総務費の一般管理費の18番の負担金でありますこれら人件費関係につきましては、議員報酬で27万円の増額、職員関係で302万7,000円の増額をそれぞれお願いするものでございます。

これ以降の御説明は省略させていただきます。

78ページの下段、款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、補正額、増額の447万6,000円でございます。節区分、負担金、補助及び交付金の補助金、増額の342万円のうち312万円は地区行政執行経費で、今回、外善光地区からの地区集会所改修工事に対する地区集会所設置補助金であります。

外善光地区の公民館の老朽化によりまして、改修箇所といたしまして屋根、外壁、玄関周り、それから押し入れ、和式トイレの洋式化と今回の改修工事に併せまして当該公民館の西側に倉庫の増築が予定されております。また、空調設備、エアコン設置も予定されているということでございます。

残り30万円は、空き家対策推進事業で町内に所在いたします家屋1棟分の除却支援に係ります空き家除却費支援事業補助金であります。

続きまして、79ページをお願いいたします。

79ページの最上段、目、ふるさと基金費、補正額、増額の3,000万円でございます。

財源内訳といたしまして、特定財源で寄附金3,000万円はふるさと寄附金であります。これは、ふるさと納税サイトの増や返礼品の増によりまして安八町へのふるさと寄附金の増額が見込まれるため、ふるさと基金に積立てを行うものでございます。

1枚はねていただきまして、80ページをお願いいたします。

80ページの下段、款、総務費、項、選挙費、目、県議会議員選挙費、補正額、増額の129万6,000円でございます。財源内訳といたしまして、特定財源で県支出金129万6,000円は、県議会議員選挙執行委託金で、総務費委託金でございます。今回、令和5年執行予定の岐阜県議会議員選挙における事務経費を計上するものでございます。

節区分、報酬の2万円は、選挙管理委員会開催に係ります委員報酬、次の職員手当等の1万5,000円は職員の時間外手当、次の需用費の消耗品費9万8,000円は事務用品の購入、次の印刷製本費13万9,000円は、選挙人名簿や投票所入場券の印刷代、次の役務費の通信運搬費34万1,000円は、投票所入場券や不在者投票の郵送料、次の委託料の業務委託28万9,000円は電算処理委託料等、次の工事請負費36万1,000円はポスター掲示板の設置工事、最後の備品購入費3万3,000円は選挙備品の購入に係る経費でございます。

1枚はねていただきまして、83ページをお願いいたします。

83ページの中段、款項とも消防費、目、災害対策費、補正額80万3,000円でございます。節区分、委託料の管理委託80万3,000円は、防災事務経費であります。

今回、気象庁から緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級の予測値の追加運用を令和5年2月1日から開始するという発表が本年8月9日にございました。そこで、本電文が変更されたことによる自動起動機等情報伝達システムを運用開始までに改修する必要がございますので、その経費を補正するものでございます。

なお、当該システム改修に係る経費については令和3年度から特別交付税措置の対象となっており、これは今年度までの措置であることを申し添えさせていただきます。

議長 続きまして、企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 続きまして、78ページへ戻っていただきまして、最下段をお願いい

たします。

款、総務費、項、総務管理費、目、企画費、補正額、増額の1,516万1,000円でございます。事業名、企画振興経費、節区分、需用費、印刷製本費63万円、役務費270万円。内訳といたしまして、通信運搬費165万円、手数料105万円、委託料、業務委託1,021万1,000円、使用料及び賃借料162万円。これらは、ふるさと寄附金に対する返礼品及び送料、手数料、事務処理委託費等を計上しているものでございます。

議長 住民環境課長 神野千津君。

住民環境課長 引き続き、79ページをお願いします。最下段です。

款、総務費、項目ともに戸籍住民基本台帳費、補正額、減額の417万1,000円、財源内訳として特定財源、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で、戸籍住民基本台帳事務経費からあんぱちマイナポイント事業への財源変更のみで金額の変更はございません。

1枚はねていただきまして、節区分、委託料の業務委託、減額の440万円。これはコンビニ交付システム導入によりシステム構成が変更されたため、機器導入業務の減額をお願いするものでございます。

議長 福祉課長兼安八温泉所長 坂和由君。

福祉課長兼安八温泉所長 ページは81ページの上段をお願いいたします。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費、補正額、増額の235万4,000円、財源内訳の特定財源、国庫支出金200万円は、非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業費補助金でございます。コロナ禍における住民税の非課税世帯等の方へ1世帯当たり10万円を給付する事業でございます。節区分の負担金、補助及び交付金の交付金200万円につきましては、対象となる非課税世帯の件数は20世帯分不足となるため、それを補うため、このたび増額補正をお願いするものでございます。

議長 産業振興課長 堀康信君。

産業振興課長 続きまして、産業振興課分です。

1枚はねていただき、82ページ上段をお願いいたします。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費、補正額、農業委員会に関わる事務経費で増額の90万7,000円でございます。内容といたしまして、農業会議等で推進しております農業委員及び最適化推進委員22名に、業務を

効率よく行うタブレット端末を導入する経費でございます。財源の内訳で、特定財源、農業委員会交付金68万1,000円と農地利用最適化交付金22万5,000円、併せて県支出金、補正額と同額の90万7,000円でございます。節区分で需用費、消耗品費6万7,000円はタブレットケース代、役務費、通信運搬費はタブレット端末の通信費、使用料及び賃借料10万4,000円はエムディーエム利用料、備品購入費68万2,000円はタブレット端末購入費でございます。

続きまして、目、農業振興費、補正額、増額の53万1,000円でございます。これは、多面的機能交付金事業で先般追加配分があり、当初の見込額より多くの額が配分されましたことによりまして、節区分、負担金、補助及び交付金、安八環境保全への補助金53万1,000円の増額をお願いするものでございます。なお、財源内訳で特定財源、県支出金39万8,000円は、多面的機能交付金でございます。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 引き続き議案書の82ページ、上段の3行目をお願いいたします。

目の農地費、補正額1,000万円、財源内訳、特定財源、地方債の900万円は、地方道路等整備事業債でございます。

節区分、工事請負費1,000万円は、県営かんがい排水事業揖斐川以東用水パイプライン工事に伴う町単土地改良事業として、大野、南條地内における側溝工事を中心とした農道改良及び氷取地内善光方幹線水路の水路敷防草対策工事費でございます。

議長 生涯学習課長兼ハートピア安八館長 今村厚士君。

生涯学習課長兼ハートピア安八館長 続きまして、84ページ中段をお願いします。

款、教育費、項、社会教育費、目、ハートピア安八費、補正額、増額の20万円。財源内訳としまして、特定財源、寄附金20万円。安藤重寿氏より萬壽男文庫を充実するための指定寄附金でございます。節区分、備品購入費としまして、治水や輪中等に関する書籍などの購入費に充てるものでございます。

議長 学校教育課長 小林洋臣君。

学校教育課長 引き続き、84ページ上段をお願いいたします。

款、教育費、項、中学校費、目、組合学校費、補正額、増額の109万7,000円。節区分、負担金、補助金及び交付金109万7,000円につきましては、物価高騰に伴う給食賄材料費の値上がり及び給食センターの改修に伴う設計管理

委託費、並びに工事請負費等により東安中学校組合への負担金が増額するためのものでございます。

続きまして、84ページ下段を御覧ください。

款、教育費、項、保健体育費、目、学校給食費、補正額、増額の2,733万6,000円、給食センター管理経費2,733万6,000円につきましては、物価高騰に伴う給食賄材料費増額に伴う経費及び給食センター施設における衛生環境対策を改善・強化するため、改修工事に係る経費でございます。特定財源461万7,000円につきましては、給食受託費として東安中学校組合からの負担金でございます。節区分、需用費、賄材料費943万1,000円につきましては、給食賄費の増額に伴う経費でございます。委託料、管理委託268万7,000円、並びに工事請負費1,521万8,000円につきましては、給食センター施設における改修工事に伴う経費でございます。

以上、議第63号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）の説明とさせていただきます。

御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第63号は、会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第63号は会期内の各常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第14、議第64号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 議案書の85ページをお願いいたします。

議第64号につきまして、御説明させていただきます。

議第64号 指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びむすぶテラスの設置及び管理に関する条例（令和3年安八町条例第10号）第11条の規定により、指定管理者の指定を次のとおりとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

記といたしまして、1. 管理を行わせる施設の名称、むすぶテラス。2. 指定管理者となる団体の相手方、愛知県名古屋市中区松原三丁目2番8号、テルウェル西日本株式会社東海支店、取締役東海支店長 苫名明。3. 指定管理の期間、令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。

むすぶテラスの設置及び管理につきまして、来年度からは民間事業者のノウハウを活用し、さらなる活性化を図るため、指定管理者の指定をさせていただき、管理運営を指定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまより総括質疑を行います。

〔「ありません」の声あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議第64号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査いただくということで、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第64号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

議 長 日程第15、議第65号 町道路線の廃止について、日程第16、議第66号 町道路線の認定についての2議案を一括議題といたします。

提案説明を求めます。

建設課長 河合一君。

建設課長 議案書の87ページをお願いいたします。

議第65号、議第66号の2議案につきまして御説明申し上げます。

最初に、議第65号 町道路線の廃止について。

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8

条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

89ページをお願いいたします。

廃止路線は、整理番号1. 北今ヶ淵地内、天白12号線470.9メートル。こちらは、県道大垣江南線整備に伴う集落内の道路改良による廃止でございます。

整理番号2. 大明神地内、椛ノ木大道南3号線342.7メートルと、整理番号3. 牧地内、南川4号線88メートル。この2路線は、土地所有者等からの申出による廃止でございます。

90ページから92ページは、ただいま申し上げました廃止の路線網図でございます。

続きまして、93ページをお願いいたします。

議第66号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものとする。

令和4年12月6日提出、安八郡安八町長。

95ページをお願いいたします。

新たに認定する路線は、整理番号の1と2、北今ヶ淵地内、天白16号線470.5メートルと天白17号線70.9メートル。この2路線につきましては、県道大垣江南線整備に伴う集落内の道路新設と改良による認定でございます。

整理番号3から5の北今ヶ淵宮西17号線34.6メートル、南今ヶ淵地内、中筋24号線34.9メートル、森部地内、森部南沼9号線52.8メートルの3路線につきましては、民間業者の住宅開発に伴う道路の寄附採納による新規認定でございます。

整理番号6の椛ノ木大道南4号線279メートルにつきましては、議第65号で廃止した残りの路線について再認定するものでございます。

96ページから100ページにつきましては、ただいま申し上げました新規の路線網図でございます。

以上、2議案につきまして御審議をいただきますようよろしく願いいたします。

議長 ただいまより総括質疑を行います。

なお、この本件は総務産建常任委員会で審査したいと思いますので、よろしくをお願いします。

この案件について質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りをします。

ただいま議題となっております議第65号、議第66号は、会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくということで、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって、議第65号、議第66号は会期内の総務産建常任委員会に付託の上、審査していただくことに決定をいたしました。

お諮りいたします。

各委員会での審査のため、12月7日から12月15日までの9日間を休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長 異議なしと認めます。よって、12月7日から12月15日までの9日間を休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

本日はこれをもって散会をいたします。

(散会時間 午前11時58分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月6日

議 長 渡 邊 明 博

議 員 傍 嶋 邦 博

議 員 坂 悟

令和4年12月16日（第2日）

議 事 日 程 (令和4年12月16日第2日)

- 日程第1 会議録署名者決定
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 特別委員会報告
- 日程第4 常任委員会報告
- 日程第5 議第54号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議第55号 安八町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第7 議第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 日程第8 議第57号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第9 議第58号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第59号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第11 議第60号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第12 議第61号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第13 議第62号 安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第14 議第63号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議第64号 指定管理者の指定について
- 日程第16 議第65号 町道路線の廃止について
- 日程第17 議第66号 町道路線の認定について

1、本日の議長及び出席議員は次のとおりである。

議長 渡 邊 明 博

○出席議員(10名)

1番 石原英一	2番 渡邊裕光	3番 傍嶋邦博
4番 坂 悟	5番 大平文雄	6番 西松 巖
7番 碓井昭夫	8番 岩田讓治	9番 山中美恵子

10番 渡 邊 明 博

○欠席議員（なし）

1、地方自治法第121条第1項の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	堀 正	副 町 長	岡 田 武 史
教 育 長	青 山 桂 子	調 整 監	水 谷 秀 平
民生調整監	吉 村 等	建設調整監	岡 田 立
総務課長	山 田 靖	企画調整課長	大 平 共 美
福祉課長兼 安八温泉所長	坂 和 由	建設課長	河 合 一
学校教育課長	小 林 洋 臣	生涯学習課長兼 ハートピア安八館長	今 村 厚 士
住民環境課長	神 野 千 津	産業振興課長	堀 康 信
会計管理者兼 税 務 課 長	梅 村 明 広		

1、本日の職務のために出席した者の氏名は次のとおりである。

議会事務局長	田 中 弓	書 記	宇佐見 かおる
書 記	渡 邊 光 哲		

(開議時間 午後1時00分)

議長 皆さん、こんにちは。

大変寒くなりまして、ここ二、三日で朝晩の冷えは、今朝は名古屋のほうでも2度を切るような状態だったというふうに報道で言っておりますが、本当に寒くなりました。

実は、今まで安八町議会では、最終日が午後からというのは初めてのことでございます。といいますのも、今日は県庁の竣工式が急遽ありましたので、急遽というより町のほうへ連絡が、議運が開いてからそういう案内が来ましたので、それを察知することができなかったというようなことで、初日の開会前の議運ではその行事予定が入っておりませんでした。そのため、急遽今日の最終日を午後からということに変更させていただきましたが、時間的にちょっと遅くなるかもしれないなというふうに思いますので、できるだけスムーズな進行にしていきたいと思いますが、何分にも11月1日の関係で新議長になったばかりでございますので、戸惑うところがあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまの出席議員は10名であります。したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第4回安八町議会定例会2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議長 それでは、日程第1、会議録署名者決定について、私から指名をいたします。

本日の会議録署名者は、5番 大平文雄君、6番 西松巖君を指名いたします。

議長 日程第2、一般質問を行います。

質問通告により発言を許します。

質問の発言をされる方をお願いをいたします。再質問は2回までといたしますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、5番 大平文雄君。

5番 議長からのお許しをいただきまして、私からトップバッターで質問させて

いただきます。

今日の質問事項につきましては、堀町長の4期目に向けての御意向はどんなような状況にあるかというような内容でございます。

それでは、質問の要旨に入らせていただきます。

平成31年4月には、安八町第五次総合計画の後期に向けて新たな計画が策定され、まさに堀町長の3期目は第五次総合計画の仕上げの時期であったと思われま。

まず第1に、平成30年3月24日、安八スマートインターチェンジの供用開始を受け、周辺地域の地権者交渉に邁進され、地域開発の道筋を立て、現在では地区内の設計・測量も終盤の段階にあります。今後は、用地買収、開発、企業誘致に向けて最終段階となっております。

第2に、水道事務所並びに配水池の改築を実施され、将来予測される大地震対策に努められました。

第3に、保育園を認定こども園に転換され、保護者の要望に応えるとともに、行政のスリム化において統合という形で結果を収められました。

その他、18歳世代までの医療費の無償化、福祉タクシー制度で自動車免許返納者に対する補助制度を創設され、また低所得者に対する物価高騰に対応した補助金の支給、さらに休館となっております旧勤労青少年ホームをむすぶテラスとしてよみがえらせていただきました。その功績は、枚挙にいとまがない状況でございます。

しかしながら、今後においても課題は多く残されています。

第1に、スマートインターチェンジ周辺への工業誘致の実施。

第2に、当町のみに限られたことではないですが、全国的課題となっております少子化対策。

第3に、電波法の改正により現在進められている防災無線のデジタル化の完成。

第4に、庁舎の耐震工事の実施が控えております。

また、その他といたしても、全国約25万人の児童・生徒が不登校になっており、安八町でも30人程度が不登校になっております。これにつきましても、教育委員会と連携して解決することが喫緊の問題となっております。さらに、町内5小・中学校の校舎についても、中期的には改修工事が余儀なくされて

おり、以上のような諸問題が山積しております。

令和5年度からの安八町第六次総合計画は、現在策定途中であります、令和5年5月に3期目の任期が迫っております。堀町長におかれまして、第六次総合計画をてことして、向こう4年間も町政に身を置き、粉骨砕身安八町のかじ取りをされる意欲がおありになるか否か、覚悟のほうをお伺いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長 堀町長。

町 長 それでは、大平文雄議員より町長としての任期満了を間近に控え、私自身の去就に対する質問をいただきました。

質問の冒頭に、私自身のこれまで取り組んできたことに対しまして、身に余る過分なお言葉を数々頂戴いたしました。誠にありがとうございます。

結論から申し上げますと、来年4月の統一地方選挙の中で執行される安八町長選挙には立候補せず、今期をもって退任をさせていただきます。

まだこれまでを振り返って考える時期でもなく、また余裕もない現在の状況ですが、何より大きな課題を抱えた難しい時期でのかじ取りだったと思っております。

御指摘のとおり、課題はまだまだ山積をいたしておりますが、今回3期12年をもって区切りとして、新しい方にバトンを渡していきたいと考えております。時期が来れば、これまでの12年を振り返って自分自身の思いを述べさせていただきますたいと思っております。

現在、来年度に向けて予算編成中ではありますが、町長が交代することもあり、新年度予算の編成は基本的には骨格予算として編成をさせていただきます、政策的な分は新たな町長さんが就任された後に編成いただくのがよいと考えております。

近隣の市町では、現職が後継指名をするというケースもありますが、私から後継指名をするということは全く考えておりません。これは、12年前の小川徳喜前町長と同じ考えでございます。決めるのは町民の皆さんです。今後、町民の皆さんの中から様々な動きが出てくると思っております。安八町は、小さくても大きく発展する可能性を秘めた町でございます。すばらしいリーダーの下で、町民の皆さんが心をつにして新たなまちづくりができるよう期待するとともに、一人の町民として微力ではありますが、大好きな安八町の

ために応援していきたいと考えております。

以上、大平文雄議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長 大平文雄君。

5番 ありがとうございます。

今町長言われましたように、3期12年、本当にお疲れさまでございました。

また、後継指名もないということでございますが、勇退された後も先輩首長としての高所大所から、大所高所からいろんなアドバイスをいただきまして、住みよい安八、今後本当に安八が好きだというような方が集まっていただけ、そういう希望のあるまちづくりにアドバイスいただきたいと、そういうふうに思っております。本当にお疲れさまでした。以上です。ありがとうございました。

議長 8番 岩田譲治君。

8番 ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、私からは学校施設の長寿命化対策はと題しまして質問をさせていただきます。

令和5年度の予算編成に当たりまして、学校教育施設の長寿命化についていろいろとお尋ねをさせていただきます。

文部科学省の令和5年度の概算要求では、公共学校施設整備に2,100億円が計上されております。そのうち約80%が長寿命化対策費であるということで、その主目的になっております。その上、このところの物価高騰や仕様の見直しを伴う建設費の増額に対しましても上乗せ分があると言われております。

さて、数年前の一般質問で、令和5年度から学校の大規模改修を順次行う予定と答弁されました。国の補助事業を有効に活用し、当町の学校施設を地域の重要なインフラとして再生されることが必要だというふうに思います。具体的には、学校内外のバリアフリー化、少子化を見据えた小学校の統廃合、他施設との複合化等を推進することが望まれます。

また、2050年の安八町ゼロカーボンシティ達成に向けた対策の推進も考えなければなりません。例えば、高断熱化、LED照明化、高効率空調、さらなる太陽光発電整備、内装の木質化など、省エネと創エネでエネルギー収支ゼロの建物を目指すことが求められます。

さらに、このところのコロナ対策、冬期のインフルエンザ対策としての加湿器、あるいは機材消毒用の紫外線照射装置などの導入も集団生活をする学校施設には欠かせない機材と考えております。

「子は町の宝」とスローガンにする当町において、積極的に、スピーディーに対応されることが求められます。教育長の来年度の学校施設長寿命化対策、予算要求時に当たり、その考えをお聞かせください。以上でございます。

議長 教育長 青山桂子君。

教育長 岩田議員の学校施設の長寿命化対策はの質問についてお答えします。

最初に、学校施設についてお答えします。

安八町の公立学校施設は、昭和49年から55年にかけて建設されており、建築後25年を経過した平成8年から平成18年にかけて、平成の大規模改築を行っています。その後、さらに20年近くを経て建物は老朽化しており、学校施設の長寿命化対策は目の前に迫った最重要課題です。

学校施設の改修につきましては、事前調査として外壁調査や屋上調査などを終えました。調査結果に基づき、学校施設の修繕改修順位などを見定めた中長期修繕計画に基づいて改修を実施しています。令和3年度には、結小学校の屋上防水修繕、名森小学校の南テラス床の修繕、令和4年度は、東安中学校の1階トイレの洋式化、特別支援教室の改修などを行いました。今後、国の補助金を活用し、まずは学校施設の省エネ対策としてLED照明への取替えを行っていく予定です。

次に、学校の統廃合についてお答えします。

岩田議員御指摘のように、現在少子化が加速しており、小学校の統廃合、義務教育の9年間を一つの学校で学ぶ義務教育学校への変更等についても考えていかなくはなりません。町内の学校では、地域コミュニティ・スクールを生かし、地域と一体となったふるさと体験学習等を推進しています。しかし、令和4年度生まれの乳幼児数により6年後には複式学級の出現が見込まれますので、二、三年後には統廃合についての検討委員会を立ち上げ、検討すべきと考えます。統廃合の時期には、校舎の改修が見込まれますので、そのときに2050年安八町ゼロカーボンシティ達成に向けた推進策として、高断熱化や太陽光発電の再整備など、エネルギー収支ゼロの建物への改修を優先すべきと考えます。

最後に、学校施設は地域の重要なインフラであることは御指摘のとおりです。これまでも国の補助事業を活用し、ガス式空調設備への入替え、玄関のスロープ化の改修、トイレの洋式化など、誰にも優しいユニバーサルデザインを取り入れたバリアフリー化も進めました。また、子供たちが健康に生活できるようにコロナ対策給付金を活用し、加湿器や空気清浄機、書籍除菌機等各機材を学校に配備しています。学校施設が避難所としての機能を果たすことができるように、今後も行政と連携を図りながら整備に取り組んでまいります。

これらの長寿命化対策や学習環境の改善等はまだまだ道半ばです。今後も、引き続きあるべき姿を追い求め、対策等を進めてまいりたいと考えております。

少子化の時代、まさしく「子は町の宝」です。現在も続くコロナ禍で、予測不能な時代ですが、子供たち一人一人を大切にし、教育の推進に今後も積極的に取り組んでまいります。

以上、岩田議員の質問に対する回答とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長 岩田君。

8番 ありがとうございます。

特に具体的な例を挙げてくださいまして、大変よく理解をさせていただきました。今後も、子供たちあるいは保護者の皆さん、あるいは財政の厳しい折ですから行政の皆さん方、時には他市町村のいろんな方々とも十分に交流いただきまして、安八町の子供たちのために精いっぱい御尽力賜りますことをお願い申し上げまして私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 4番 坂悟君。

4番 ただいま議長より発言の許可を得ましたので、私からはより安全・安心な防犯体制についてということで一般質問をさせていただきます。

岐阜県市町村別窃盗犯主要手口別発生状況によりますと、安八町の窃盗犯総件数は令和2年度53件、令和3年度50件で、人口対比0.34%で岐阜県平均約0.3%に対し、少し高い結果になっています。大垣市は0.35%で、安八町とほぼ同等の発生率と思われます。しかし、大垣市は令和3年度は令和2年

度対比で見ますと、件数にして674件から561件と総件数が17%減少しています。岐阜県下全体では6,829件から6,075件へ11%減少、これにはいろんなことが寄与していると思われます。安八町もそれなりに調査し、対応する必要があると思ひ、これから質問します。

内容は、防犯カメラ、防犯灯設置の推進ということで、安八町では毎月粗大ごみの収集日があり、地区単位で集めています。残念なことですが、出しにはいけない粗大ごみが出されて処分に困っている、処理費用を地区が負担しているとも聞いています。収集場所は交通の便がよい場所です。地区以外の方も持込みが可能なので、誰が持ち込んだのか分かりません。収集場所の監視カメラ、人感センサーライトの必要性を強く感じています。

防犯カメラ設置は、共働きで日中留守になる地域に対して空き巣を未然に防止する効果、小学校通学路の防犯対策など活用が考えられます。岐阜県内で防犯カメラ、防犯灯設置などの補助金を設けている自治体は、既に21市町村あります。個人情報、プライバシー保護への対応は必要ですが、安八町も岐阜県内の他の自治体と同様に、地域コミュニティー対象にして、防犯カメラ、防犯灯設置の補助金を設け、より安全・安心な防犯体制の整った町にするお考えはありませんか。担当者の回答をお願いします。

議長 総務課長 山田靖君。

総務課長 坂悟議員の御質問、より安全・安心な防犯体制についてお答えをいたします。

坂議員の御指摘のとおり、防犯カメラや人感センサーライトの設置は、各家庭や通学路及びごみ集積所等における犯罪の防止、または抑止の一助となることは承知しております。公共の場所に向けての防犯カメラの設置や、ごみ集積所等のように地域コミュニティーによる防犯・監視カメラを設置する必要があることも認識しております。また、毎年地区からの要望により、新たに街路灯、いわゆる防犯灯を設置するなどの防犯対策にも取り組んでまいりました。

現在、町では防犯カメラの設置基準や運用等を盛り込んだ条例制定、かつ個人情報やプライバシー保護等を遵守するガイドラインの策定、また防犯カメラ等の設置に係る補助制度の創設に向けて、他市町村の実例等を参考にしながら検討を進めているところであります。

町民等のプライバシー保護を守り、もって町民が安全で安心して生活することのできる地域社会の実現に寄与するため、条例制定は必要であると考えております。今年度中の条例制定を目指しているところであります。

以上、坂悟議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔4番議員挙手〕

議長 坂悟君。

4番 総務課長、非常に前向きで建設的な御回答をありがとうございました。

年末も特に迫ってきておりますので、各方面では防犯体制とか巡回とか、非常に御苦労されているかと思いますが、ぜひとも安全・安心な町で今年を乗り切り、来年を迎えていただきたいと思います。私からの質問は以上で終わります。

議長 2番 渡邊裕光君。

2番 ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、私からは中須川周辺道路の整備についてをさせていただきます。

平成6年から約6年間かけて行われた中須川修景整備事業の中で、中須川周辺の道路は桜並木の景観を損なわないように茶色のカラー舗装がされ、通学路としても整備されました。毎年、桜の季節には大勢の人が訪れ、さらにウォーキングを楽しまれる人も増えてきました。しかし、近年道路の傷みが激しく、歩行者、自転車の方がわだちにはまり、危険が生じています。ところどころを補修してありますが、すぐに傷んでしまうような気がします。

そこで、私から2点提案させていただきます。

1点目、部分的な舗装ではなく、全面舗装をすることはできないでしょうか。継ぎはぎの舗装では見劣りしてしまい、非常に残念です。

2点目、この道路は通学路になっております。ですが、車もよく通り、中にはかなりスピードを出される方もお見えになっております。生活道路における歩行者や自転車の安全な運行を確保することを目標にした交通対策のゾーン30として、時速30キロ速度規制区域となるよう検討をされたらどうでしょうか。

また、この道路はスクールゾーンの標識はありますが、高い位置にあたり、文字が消えかかったりしています。これについては、中須川周辺だけではなく、町内のスクールゾーンの標識の点検もお願いしたいと思っております。

す。

以上、2点について提案させていただきますので、担当者の方、御回答をよろしくお願いいたします。

議長 建設課長 河合一君。

建設課長 渡邊裕光議員の中須川周辺の道路について、1点目の御質問、町道の補修についてお答えをいたします。

現在、町が管理している町道は、建設から年月が経過した路線も多く、老朽化に伴う舗装の劣化が進行している状況でございます。議員の御指摘の中須川周辺の道路につきましても、整備完了から約20年以上経過しており、劣化が進行している路線の一つでございます。

そういった状況の中、建設課では、道路維持年間委託業者による応急的な補修のほか、町内主要路線については国の交付金を活用し、大規模な舗装補修を計画的に実施しております。

また、その他の生活道路につきましても、町単独事業として毎年1,000万円の予算を計上し、損傷度合いや道路が持つ通学路や避難経路などの特性を加味しながら箇所づけを行い、全面的な補修を実施しており、本件につきましても、その中で今後検討を進めていきたいと考えております。

続きまして、2点目の御質問、ゾーン30についてお答えをいたします。

ゾーン30は、指定された区域内の最高速度を時速30キロメートルに規制することにより、生活道路や通学路における、人優先の安全・安心な通行空間を確保する有効な手法として全国的に導入が進められております。

議員御提案のゾーン30の区域設定につきましても、スクールゾーン内の交通量等の実態を把握し、標識などその他の安全対策を含め、今後関係機関と協議し検討を進めていきたいと考えております。

以上、渡邊裕光議員の御質問に対する回答とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

議長 渡邊裕光君。

2番 河合課長、ありがとうございました。

多分傷んでおるのは御存じやと思っております。やっぱりスクールゾーンとなっておりますので、早急に検討していただくというのと、やっぱり河合課長が言われましたように、ゾーン30でほかの自治体なんかでも約3割ほど

事故が減ったとか、いろんなことがございます。早急に考えていただきたいというふうに思っておりますので、これはお願いだけですので、よろしくお願いいたしまして私の一般質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 1番 石原英一君。

1番 僕からは、移住推進施策、空き家対策の具体的な方向性はということで質問させていただきます。

これ、質問するきっかけになったのは、都会の人とお話をしていたときに、単身世帯の人と、あと外国人の経営者の方とお話をしていたときに、こういう声があったんですね。私たちのような単身世帯というのは、特に私みたいに中年になっちゃってから田舎のほうに行くと、変わり者と思われるから行きにくいよねという声が単身世帯の人から出たのが一つ。それで、外国人経営者の方は、私たちのような外国人の会社というのは田舎ではイメージが悪いんだよねと言われたのが今回のきっかけ、それでちょっとこの質問をさせていただきました。

今、様々な分野で多様性という言葉をよく耳にするようになったんですけど、やっぱり多分体の中にまだ落とし込まれていないと思うんですね。そこで、具体的に安八町は一步進めて、移住促進、空き家対策の一つに多様性を見据えた施策を盛り込んではいかがでしょうかというのが今回の質問です。

御存じのように、近年の日本というのは人口が減っています。にもかかわらず、世帯数だけ増加しています。それは、理由は簡単で、単身世帯が急増しているから。全国平均でいうと4割近く、東京都に関してはもう単身世帯は5割を超えています。下から3番目の岐阜県でも3割程度まで来ています。ある学者さんに言わせると、もう2030年には全国で単身世帯が5割を超えるんじゃないかという学者さんもいらっしゃいます。

家族の多様性ということを考えたとき、もうこうなってくると標準世帯の概念さえも変わってきます。じゃあ当町はどうかと見てみると、当町でも、約5,000世帯のうちに約1,500はもう既に単身世帯です。もちろん安八町とかでいうと、同じ敷地内に親子で別々に建てる田舎特有の理由というのもあるので、この数字の精度というのはあんまり、数字の精度としては低いんですけど、増加傾向にあることは間違いありません。

もう一つは、在留外国人の話なんですけど、外国人でいうと、今コロナ禍で停滞はしているんですけど、10年前のときに200万人だったのが今はもう300万人弱まで増えてきました。今、10年前と何が変わっているかという、以前のようにもう円が強くなることというのは当分考えにくくて、この後というのはどうなるかという、在留外国人の構造も変わってくる可能性があります。

今までは、どうしても僕らの考えでいうと、外国人イコール労働者というイメージがあったんですけど、よくテレビでも最近言っていますけれども、労働者の方は逆に日本に来なくなっています。円安なので送っても、お金として送れないので、強くないので。それをやっぱり、日本の中小企業で外国に会社を建てたところ、要は進出していったところも今逆に戻れなくて困っています。今度国内でもう一回生産を戻そうとしているんですが、困っているので今経産省がそれを応援したりしているというのはそういうことだと思います。この後というのは、恐らく中小企業の外国人経営者、それで、あと大企業で言えば、要は上司が外国人のケースというのが増えてくる可能性は高く、もう既にその現象は始まっています。

そこで、今までお話ししたところで、多様性に対応した町としての施策を提案します。

例えば、単身世帯も住みやすい町。最近の調査で町内の空き家は172件と伺いました。細かく伺っていくと、氷取とか、あと一番多い結地区の芝原など市街地にある空き家で、これは更地にしてもファミリー層が建てにくい、建てることのできない狭い土地が意外にあるんですよね。これは、つなげればいいんですけど、土地をつなげるという考え方もあるんですけど、別に、狭いというイメージが町民と都市部の方々とではイメージに物すごく開きがあって、新築で言えば、単身世帯用に1階駐車場で、2階を住居といった都市型の住宅提案というのは可能で、やっぱり岐阜県内の建築家さんにも話を聞くと、ちょっと割高なんだけど、単身世帯の人ってある程度お金には余裕がある方が多いので、そういった凝った住宅だったり、建築家に頼まれる方が多いので、その割高感というのはあんまり感じないよというお話も伺いました。なので、そういった方に提案して、それでプラスして希望者に、例えば耕作放棄地で今ある畑を細かく区分けして家庭菜園を貸す。コミュニ

ティースペースを提供して、いわゆるマスコミでいうお一人様を、つまり単身世代でも住みやすい町というものを安八町として試行錯誤してはいかがでしょうか。これは高齢者の独り暮らしの課題発見とか、あと解決策の模索にもつながると思うんですよね。

もう一つ、外国人も住みやすい町。これは、役場と町内在住の外国人ネットワークをさらに強化して、今もあるんですけどさらに強化して、外国人の移住者サポートシステムを構築してはどうでしょうか。

日本在住の外国人ネットワークって、僕らが考えるよりも予想以上に広いんですよね。しかも、あと例えば空き家でいうと庭つきの家、中古物件って今はもう日本人よりも外国人のほうが興味を持つんですよね。だから、そういう意味では、そういうところのネットワークも利用しながらPRしていく。

また、これは教育のほうになっていくんですけど、ALTを増やして、空き家提供で町に住んでいただき、現在こども園で行われているような英語遊びとか、あと町内でネイティブの英語に触れる機会を増やして、安八町全体の英語力を上げていく。学校のオンラインで交流できる環境を活用して、今交流ある海外の市町と、現在一部の子供しか行くことができない海外研修が全員体験できる、そんな仕組みを目指してはいかがでしょうか。

特に、今オーストラリアといったところだと時差が少ないのでやりやすいと思うんですよね。もちろんALTも今、安八というのは派遣会社に頼んでいるので、なかなか安八町に住んでもらうというのは難しいかもしれないですけど、今後例えば、国際結婚で結婚されても安八町に移住されている外国人のALTの候補になるような方が入ってきたり、そういう方がいらっしゃったら今の神戸町のように直接契約にして、例えばALTをやっていただくとか、もちろんALTの人件費、三、四百万の人件費というのはかかってきますし、負担しなきゃいけないですし、あと今のオンラインの話で言えば、やっぱりICT教育の過程の中でワイヤレス環境というのはまだ整備の途中なので、いろいろな試行錯誤をしなきゃいけないので、その維持する費用というのは大きいんです。

でも、やっぱり今、今年御存じのように、某建設不動産会社の調査で「住み続けたい街」1位になった安八町は今がチャンスだと思います。これは広告代理店とかPR会社さんがよくおっしゃるんですけど、一つチャンスにな

ったような言葉がぼんとあつたときに、あと例えば、今回住みやすいといったら2つ何かもう一つぼんぼんと、それがニュースソースとして上がってくるようなことがあると、人間の心の中にふっと安八町イコール住みやすい町というのが1個固定されるので、今僕はここがチャンスだなと思っています。

やっぱり、これは未来の投資と考えると十分価値があり、語学教育に強い町というのは外国人だけじゃなくて、もちろんファミリー層とか、子育て世帯にも物すごく移住促進自体のアピールポイントの一つにもなってきます。

町内に働く場所を増やして、この町で育ってこの町で働く選択肢を増やす施策というのももちろん大切です。これは抱え込みの施策になるんですけど、外に出さないという、もちろんそれも大切なことだと思うんですけど、やっぱり外から中に入っていくという人たちを柔軟に受け入れる多様性に対応した町というつくりも大切だと思います。

様々な多様性に関して言うと、先ほどから申し上げているように、やっぱりなかなかまだ口先では言うんだけど、体の中に落とし込めていない、先入観が、やっぱり理解が必要なところで、これは時間がかかります。だからこそ、いち早く安八町が率先して具体的施策を始めてはいかがでしょうか。町長の見解を求めます。お願いします。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、石原英一議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

町内におきましても、人口はじわじわ減っておりますが、逆に外国人の人口はじわじわと増えてきております。もう500人近い外国人の方が町内に住まわれています。その居住形態というのはいろいろでございます。単身で住まれておられる方もおられますが、一つの住居に複数の方が同居している、シェアしておられる、そういった形態も多く見受けられます。

石原議員がおっしゃるとおり、以前より随分円が弱くなりまして、日本の相対的な国力が低下している現状において、今後外国人労働者がさらに増加していくかというのは不透明なところもございまして、いずれにしろ人口がどんどん減ってきておる中で、人手不足の現状もありまして、これからも一定数の外国人労働者の方がまだまだ増えてくると思っております。そういった中で、外国人の方との共存・共生はもう必要不可欠だと思っております。

これから、さらに共生という面では重要な行政の課題になってくると思っ

ております。町といたしましても御指摘される多様性に、今以上に外国人の方と寄り添って対応していく必要があると思っております。その対応策としましては、例えば町からお知らせするチラシとか、「あんぱちナビ」などのこういう伝達手段に対しまして外国語を表記するような形で取り組んでいきたいと思っております。

また、外国から来られておられる方々に対しまして、学習講座というか、日本語の講座みたいなものを開設いたしまして、日本語に親しんでもらって、その中に日本の文化や慣習、そして地域の実情、慣習も含めて、そういったものも学んでいただけたらと思っております。

また、空き家に対しましては、更地にする場合に解体費の負担や固定資産税の増加などコストの問題とか、さらにはそれを実際に流動させるには建物内の荷物の整理とか修繕工事を要するなどのいろいろな問題があり、なかなかこれは一筋縄ではいかない問題だと考えております。

そういった観点から、今後は解体費に対する補助などを増額することなども検討していく必要があると考えております。当面は、今年度から開始いたしました空き家バンク制度によりまして、町内の空き家の実態をより詳細に把握いたしまして、空き家の流動性を高めることによりまして、外国人や単身世帯の方にも住みやすい、そういった町を構築していきたいと考えております。

また、現在ALTの関係につきましては、かつては町との直接契約で町内に住んでいただいたときもありますが、現在は人材派遣会社からの派遣を受けております。そういったことから、1人のALTが他の複数の市町村のALTとして兼務していることが非常に多いということで、居住地につきましては必ずしも安八町に在住している、またしていただけるとは限らない状況でございます。今後は派遣会社にアプローチをかけて、議員御提案の当町の空き家を利用してもらえるような、そんなことも検討していきたいと思っております。

さらに、御提案のネイティブの英語に触れることにつきましては、国際化が進む中で、子供たちの英語力を高める方法といたしまして大変効果的であると考えております。コロナ禍で国際交流事業は中止されておりますが、オンラインを活用することで世界中の人々と容易に交流できる、そういった利

便性を生かすことは、今後の交流事業の一つの形であると考えております。

いずれにいたしましても、石原議員のおっしゃるとおり、ある不動産会社のアンケート調査結果、これは私も実際に見ておりますし、町内の多くの方から、安八町がこんな評価をされているよということでお話をいただいております。その調査で「住み続けたい街」として県下で1位となったということで、大変驚いておると同時にうれしく思っているところでございます。

第五次総合計画の下で、若者や子供たちを優しく包摂するまちづくりということでまちづくりを進めてきたことが少しでも評価されてきたのかなという思いがいたしております。もっともっと評価いただけるような取組を今後続けていければと思っております。

今後、現在策定を進めております第六次総合計画の中で、町民の皆様が今後も住み続けたい、町外の方に安八町に住んでいただきたいということで、今まで以上に外国人の皆様から住みたいと選んでいただける安八町を目指し、基本計画、実施計画の中に今お話ししたところを盛り込んでいきたいと考えております。どうかよろしく申し上げます。

以上、石原英一議員への回答とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長 石原英一君。

1 番 答弁ありがとうございました。

町長が答弁の中で、共生というのでおっしゃったので、ちょっと1個今思い出したことがあって、北今ヶ淵と板屋島の境ぐらいに新興住宅地があるんですけど、あそこに、今パキスタンの御家族と中国の御家族とブラジル人たちが住んでいるところがあるんですね。そこを若い子たちがその通りのことを安八の国際通りやとって、すごいうれしそうに言っていたのをすごい思い出して、これって多分何かすごくいいなあと思ったんですよ。この後、多分そういった形で多様性というのができてくるんじゃないかなと思います。

だから、やっぱり先ほどおっしゃった「あんぱちナビ」に外国人が分かりやすいように外国語で送るとというのは、群馬県大泉町ってもう今20%近くまで来ているんですけど、あそことかはごみのところとかにはもう4か国語で入っていたりしたり、八百屋さんとかはポルトガル語だったり、英語とかがみんな入っていたりというような感じで、多分そういった町になっていくだ

など。最初は大変だったとおっしゃっていましたが、やっぱりシビアな話をすると、出生数が100万人を切って久しくなってきた、今年なんかはもう75万を切ると言われていたんですね。そうなってくると、やっぱりうちのような小さい町というのは、それでもやっぱりある程度の人数や世帯を確保しておかないと、インフラの維持のためにはどうしても必要なもので、様々な施策が必要なんじゃないかなと思います。

御存じのように、近隣でいうと、海津市さんは今年平田地区が一部過疎指定になりました。多分平野では、岐阜県では初めてだと思いますし、次の国勢調査では多分、多分といたら失礼ですけど、海津市さんはすごく危機感を持っていらっしゃるんですね、過疎指定をされるんじゃないかと。やっぱりすごくそれで必死になっていらっしゃると思います。今、内閣府に地方創生の支援制度をお願いして、サントリーさんの人員さんが入って一生懸命やってPR動画で、ユーチューブで発信して、本当に一時期ですけど、全国の注目度ランキングの中での自治体の中で3位に入ったんですね、海津市は。それは、ユーチューブの効果もあったと思います。いろんなことがあるんだと思いますけど、それでじゃあ移住が増えるかと思ったら多分そんな甘いものじゃなくて、そういうことをずっと積み重ねていった中に10年後、20年後とあると思うんですね。

そういった機運の中で、この間みたいな海津市さんは、ホンダの車体工場の大きい誘致が決まりました。あれなんかも話が上がってから交渉期間まですごい短いと言われてます。なので、安八町も今はスマートインターチェンジの周りのここから周辺というのはこれからのやっぱりすごく重要な時期に入ってきているので、そういった意味で住む人たちというのを多様性に対応した、そういった住みやすい町にしていきたいと思います。僕の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長 3番 傍嶋邦博君。

3番 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私からは安八町の財政運営と工業団地造成事業について質問させていただきます。

参考資料がございますので、そちらを御覧いただきながらお聞きください。

令和2年度と3年度において、安八町の財政運営は過去10年間の中では大変よい財政運営であったと私は思います。令和元年度の安八町の将来負担比

率は104.3%で、岐阜県下で最下位でした。令和3年度においても、最下位を脱却するまでには至りませんでした。81.5%まで減らすことができました。

経営収支比率は77.3%と適正水準、財政調整基金については平成29年度には1億2,538万円しかありませんでしたが、令和4年9月末現在、今年9月末の数字では10億1,862万5,000円と念願の10億円に届くこともできました。再度申し上げますが、大変よい財政運営だったと思います。これは、コロナに関する国や県からの補助金のおかげもありますが、職員皆様の御努力も大変大きいものだと思っております。本当にありがとうございます。

しかしながら、実質公債費比率は12.6%と少し高めに推移しており、県内では3番目の高さです。今後、安八スマートインターチェンジ周辺、約38ヘクタールの土地利用見直しの工業団地造成事業において、実質公債費比率や将来負担比率等が高くなる可能性が懸念されますが、将来の安八町のために企業誘致は必須条件であり、何としてでも成功に導かないといけないものだと思っております。

そこで、企画調整課長と町長に質問いたします。

1つ目は、今後の工業団地造成事業の進め方の説明を企画調整課長に求めます。

2つ目は、さきの説明にもありましたが、今後の安八町財政は一度下降することが予測されます。その下降から少しでも早く、また今よりもよい財政状態に持っていくために、プロや大学教授に相談してはいかがでしょうか。2年前にも御提案させていただきましたが、コンサルタントにお願いしてコンサルティングしていただくとか、または近くの大学と包括連携協定を締結し、企業誘致の施策や安八町財政の相談をすることを御提案させていただきます。この提案について、町長の見解をお聞かせください。よろしく願いいたします。

議 長 まず、1番目の質問について、企画調整課長 大平共美君。

企画調整課長 傍嶋邦博議員の御質問、安八町の財政運営と工業団地造成事業についての1点目の今後の工業団地造成事業の進め方についてお答えをさせていただきます。

現在、工業団地造成事業につきましては、土地開発公社事業として測量・

設計業務を進めておるところでございます。

今後の進め方といたしましては、来年、令和5年秋頃に計画エリア一帯を取得させていただきます。そのうちの一部を先行で取得し、開発をしていきたいと考えております。また、スマートインターチェンジ西の一部は現在も圃場として活用されているため、今後地権者と協議をさせていただきます。令和5年度に用地取得をした後、順次造成工事をし、完成土地から順次、企業誘致を進めてまいります。公平性の観点から、企業の選定につきましては、プロポーザルを予定しております。

なお、全体事業費といたしましては、概算ではございますが、80億円から90億円の予定をしております。

また、12月19日月曜日に中地区全体の説明会を開催する予定をしております。地区及び地権者の皆様の御協力をいただきながらこの事業を進めさせていただきます。

以上、傍嶋邦博議員への1点目の御質問に対する回答とさせていただきます。

議長 町長 堀正君。

町長 それでは、2点目のコンサルティング、または大学との包括連携協定につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

工業団地造成事業につきましては、企画調整課長が答えたとおりでございます。大規模な事業ではありますが、安八町の将来がかかった重要な事業でございますので、何としてでもやり遂げなければならないと思っております。

あと、コンサルティングの関係でございます。

どんな分野でもそうですが、行政だけでできることというのは限りがある、限界があると思っております。そういった意味で、いろんな分野で協定を結んだり、ここでいう連携協定を結んでまちづくりを進めている部分もあります。

大学との包括連携協定、これも分野は違いますが、既に締結をして取り組んでいるところもございます。例えば、平成21年11月20日には教育実習やインターンシップなどに関して、岐阜聖徳学園大学と安八町教育委員会とが連携協定を結んで進めております。また、昨年、令和3年10月1日には、障害福祉に関して大垣女子短期大学との連携協定も結んで進めているところでご

ざいます。

このように、大学等の専門的な方の御意見をお聞きすることとか、学生の皆様の若い感覚でのまちづくりにつきまして、虚心坦懐に御意見をお聞きしていくということは非常に有益なことと考えております。

今後は、2年前にも提案をいただきました企業誘致や財政の相談に関しましても、コンサルタントや大学との包括連携協定に向け、引き続き検討をしていきたいと考えております。

以上、傍嶋邦博議員への2点目の回答とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

議長 傍嶋君。

3番 御答弁ありがとうございます。

大平課長の御説明では、来年度には大変多くの負債を背負うようなお話でしたが、この負債は将来の安八町への先行投資であり、その額の大きさよりも重要なのは、企業誘致が成功したと言える状態をつくれるか否かであるかと私は思っております。この工業団地造成事業を進めていく上で、もちろんいろいろな想定や計算や議論を重ねていただいて、最善の方法を選択していただいていると思っております。先ほど御検討いただくとおっしゃっていただいたんですけど、前回、2年前にお答えいただいております、その前向きなのかどっち向きなのかちょっと分からないような検討ではなく、本当に前向きな検討をしていただけたらと私は思っております。

来年度、負債を抱えた直後の将来負担比率、または実質公債費比率は何%になる予定で、企業からの税収が年間幾ら増えれば、何年後に今の財政状態まで持っていけるかとか、または財政が下降した期間、何%の経常収支比率で回すと住民サービスやインフラ等に低下をあまり及ぼさないのかとか、そういったことが今後物すごく課題になってくると思うんです。そして、そういった計算をしておいても、財政運営には予期せぬ支出やなかなか計画どおりに進まないことというのはよくあります。前にも言いましたけど、この事業の計画の進め方というのが、今後の安八町財政を大きく左右しますので、持ち得るカードは全て切っていただき、できる限りの手を尽くして成功に導いていただきたいと私は思っております。

こういった先ほど上げさせていただいた課題等も多いもので、また今期で

町長は御勇退されるというお話もありましたので、時間も限られております。検討も前向きに、早急によりしくお願いいたしまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。以上です。返答は要りません。

議長 以上で一般質問が全て終わりました。

これをもちまして一般質問を終わり、ここで暫時休憩にしたいと思います。25分までを休憩といたします。25分には議場へお集まりください。

(午後2時10分 休憩)

(午後2時23分 再開)

議長 皆さんおそろいでございますので、再開をいたします。

議長 日程第3、特別委員会報告を行います。

本定例会の休会中に、議会改革特別委員会が開催されましたので、報告を求めます。

議会改革特別委員長 坂悟君、お願いします。

4番 これより、議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和4年12月6日火曜日、午後1時30分から。

出席者、岩田委員が欠席、その他委員全員、議会事務局長が出席。

事件及び審査の結果、令和5年度議会報告会開催の有無について協議し、新型コロナの状況を見ながらではありますが、開催する方向で準備を進めていくことに決定しました。対象者や内容についての詳細は、2月に委員会を開催し協議します。

少数意見の留保の有無、ありません。

その他、なし。以上です。

議長 日程第4、常任委員会報告を行います。

日程第5、議第54号から日程第17、議第66号までは各常任委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、両委員長より報告を求めます。

民生文教常任委員長 坂悟君。

4番 これより、民生文教常任委員会の報告をさせていただきます。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 日時、令和4年12月8日木曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員出席。

付託事件及び審査の結果、議第54号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第61号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定について、議第63号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、当委員会の関係分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。少数意見の留保、ありませんでした。

その他、委員会視察では、にしみのライナー駐車場拡張予定地のほか給食センターを視察し、改修工事箇所の説明を受けました。以上です。

議長 総務産建常任委員長 西松巖君。

6 番 総務産建常任委員会の報告をいたします。

安八町議会議長 渡邊明博様。

総務産建常任委員会委員長 西松巖。

本委員会における事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

日時、令和4年12月9日金曜日、午後1時30分から。

出席者、委員全員、関係執行部全員。

3. 付託事件及び審査の結果、議第55号 安八町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、議第57号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第58号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第59号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第60号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第61号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定については、当委員会の関係分を審査いたしました結果、全て全員一致で原案どおり承認しま

した。

議第62号 安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第63号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）は、当委員会の関係分を審査しました結果、全て全員一致で原案どおり承認いたしました。

議第64号 指定管理者の指定について、議第65号 町道路線の廃止について、議第66号 町道路線の認定については、全員一致で原案どおり承認いたしました。

少数意見の留保はありません。

5. その他、委員会現地視察では、東海環状自動車道養老トンネルの工事現場の視察を行い、工事担当者より説明を受けました。

以上で、当委員会の報告とさせていただきます。

議 長 以上で常任委員会報告を終わります。

議 長 日程第5、議第54号 安八町印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第54号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第6、議第55号 安八町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第55号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第7、議第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第56号は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第8、議第57号 安八町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第57号は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第9、議第58号 安八町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第58号は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第10、議第59号 安八町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第59号は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第11、議第60号 安八町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第60号は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第12、議第61号 安八町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第61号は原案のとおり可決しました。

議 長 日程第13、議第62号 安八町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第62号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第14、議第63号 令和4年度安八郡安八町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第63号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第15、議第64号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第64号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第16、議第65号 町道路線の廃止についてを議題といたします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第65号は原案どおり可決しました。

議 長 日程第17、議第66号 町道路線の認定についてを議題とします。

本件について討論を行います。

〔「討論なし」の声あり〕

議 長 討論を打ち切り、採決を行います。

本件について、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、議第66号は原案どおり可決しました。

以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

これをもって、令和4年第4回安八町議会定例会を閉会いたします。

(閉会時間 午後2時41分)

上記のとおり会議の次第をここに記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年12月16日

議 長 渡 邊 明 博

議 員 大 平 文 雄

議 員 西 松 巖